続々 ふるさとこぼれ話

文化財調査報告

甲奴町教育委員会
甲奴町文化財保護委員会

続々 ふるさとこぼれ話

文化財調査報告

甲奴町教育委員会
甲奴町文化財保護委員会

発刊のことば

甲奴町文化財保護委員会が一九六九年に発足以来、文化財保護委員の皆様には甲奴町の文化財保護、調査、活用に多大なるご尽力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

この度、『続々ふるさとこぼれ話・文化財調査報告』が立派に完成し、ここに発刊の運びとなりました事、心からお喜び申し上げます。

ふるさとこぼれ話は甲奴町文化財保護委員長としてご活躍をいただいている藤原一三さんの執筆で、カーターセンター広報誌に連載していただいた、町内にまつわる民話をとりあげて頂いたもので、今回で三作目の出版になります。

また、文化財調査報告は、甲奴町文化財保護委員の皆さんが道無き山や、急傾斜地等の現地に足を運び調査をいただいた貴重な報告集です。委員の皆様のご尽力に、あらためて感謝申し上げます。

二〇〇四(平成十六)年四月一日をもって甲奴町は三次市・双三郡と合併し、新しい三次市としてスタートいたします。

本書をはじめ、これまで発刊いただいたすべての資料は後世に語り継がれる貴重な財産となると確信しております。

皆様の郷土に対する愛情とご協力に敬意をはらいますとともに、今後のご活躍を祈念いたしまして発刊のことばといたします。

甲奴町教育委員会教育長　近藤幸晴

目　次

発刊のことば …… 1

一、続々　ふるさとこぼれ話

① 甲奴という郡名について …… 6
② 甲奴町町村合併の歴史 …… 9
③ 一〇〇年前の旧上川村 …… 12
④ 藩政時代の山と農民 …… 15
⑤ 婚家の宗旨になじめない人 …… 19
⑥ 「宇賀専光寺鋳鐘定め書」について …… 23
⑦ 小童の地名について …… 26
⑧ サイの神さん …… 30
⑨ ふるさとの民謡 …… 33
⑩ 竹の今昔 …… 37
⑪ から臼・そうず・水車 …… 40
⑫ 年(齢)祝い …… 43

⑬ 幕末動乱期の甲奴地方 …… 47
二、文化財調査報告
① 須佐神社の扁額・棟札調査 …… 52
② 石造物調査補遺 …… 58
A 本郷井堀の一石五輪塔 …… 58
B 本郷井堀の石造物群 …… 59
C 本郷矢原の宝篋印塔 …… 60
D 梶田高田の五輪塔 …… 61
E 福田下旧善福寺西側の大乗妙典塔 …… 61
F 福田下旧善福寺裏山の虚空蔵菩薩 …… 62
G 太郎丸郷の庚申塔 …… 63
H 小童正願寺墓地の石造物群 …… 65
三、古墳確認調査 …… 67
あとがき …… 71

一、続々　ふるさとこぼれ話

① 甲奴という郡名について

私たちが長年慣れ親しんだ甲奴郡という名も、平成十六(二〇〇四)年四月から消え去る運命にあります。小童・宇賀は旧広定村として、世羅郡から甲奴郡へ編入して以来四十五年になり、当時のことを知る人も数少なくなり、甲奴郡の住人になりきっています。

ここで甲奴郡という郡名の歴史を振り返ってみるのも、意義のあることと思います。

奈良時代…甲努郡

甲奴郡は律令時代は芦田郡に属していました。奈良時代の根本史料といわれる「続日本紀」の和銅二(七〇九)年十月八日の条に、「備後国芦田郡甲努村は、郡衙から遠く離れており、地形も険峻で往来に不便であり、経費も多くかかるので、甲努村を甲努郡に昇格する」とあります。これが現在の甲奴郡の始まりと考えられます。

平安時代…甲奴郡

平安時代に書かれた「和名類聚抄」(和名抄)および「延喜式」という本には、「甲奴」の文字を「可不乃」と読むとしています。

なお、「和名抄」には、甲奴郡内には矢野・甲奴・田総の三郷があると記されていますが、

これらの三つの郷が、現在の上下町・甲奴町・総領町に発展したと考えてよいと思います。

戦国時代…神怒郡

山口県文書館に所蔵されている毛利氏関係文書の中に、天正年代（一五七三～九二）の毛利氏の家臣の知行高を図面にした「八ケ国御配地絵図」、およびそれを人別に収録した「八ケ国御時代分限帳」があります。それによると、備後国神怒郡の御蔵入（年貢納入高）として、八四五石五斗五合が示されています。また毛利元就の子秀包の所領一三四石四斗三升五合、家臣の知行高の合計三七一三石など、いずれも神怒郡の中に記されています。

このことからすると、この時代には神怒と書かれていたと思われます。

江戸時代…甲怒郡

江戸時代の古文書には、この郡の郡名はほとんど「甲怒郡」と書かれています。特に検地帳・年貢免状・年貢皆済目録などの年貢関係文書や、訴訟関係などの公的文書には、すべて「甲怒郡」と書かれており、これが正式の郡名であったと思われます。

甲奴町の重要文化財に指定されている、太郎丸村と有田村の元禄検地水帳の表紙には、写真に見られるように「備後国甲怒郡太郎丸村（有田村）御検地水帳」と達筆で記されています。

明治時代…甲奴郡

明治十一（一八七八）年七月に公布され、同年十一月に施行された「郡区町村編制法」で、甲奴郡・世羅郡・三谷郡の郡区役所が世羅郡甲山町に置かれ、それ以後は甲奴郡が正式の郡名となりました。それ以来一二五年が経過しました。その間甲奴郡の範囲には若干の変更がありましたが、その名前は消えることなく現在にいたりました。

平成の大合併により甲奴郡という郡名は消えますが、甲奴町は「三次市甲奴町」となり、甲奴の名が残ることは歴史的にも喜ぶべきことです。

甲奴町重要文化財　元禄検地水帳

② 甲奴町町村合併の歴史

現在全国で町村合併が進められています。財政基盤の強い自治体をめざすのが目的といわれており、甲奴町でも目下の最重要課題といえるでしょう。

現在の甲奴町が成立するまでにも、明治時代と昭和三〇年代の二回にわたって町村合併が行われました。

現在の甲奴町の大字（おおあざ）は、明治初期まではすべて独立した村でした。そしてその所属も、広島藩領・天領（幕府領）・中津藩領に分れていました。また、宇賀村・小童村は世羅郡に属していました。（表を参照のこと）

明治四（一八七一）年に、戸籍編成のための布令によって、大区小区制が実施され、甲奴郡は一一大区、世羅郡は一二大区となり、その下に数カ村をグループとして小区が置かれました。これにより従来の庄屋・組頭（年寄）などの村役人は廃止され、各小区ごとに区長、各村ごとに戸長が置かれました。

明治二十一（一八八八）年に「市制および町村制」が公布され、明治の町村合併が始まりました。明治の町村合併では戸数は最少三〇〇戸を目標としました。

小童村・宇賀村は、江戸時代は両村とも広島藩家老東城浅野の知行地で交流も多かったので、比較的スムーズに合意が進み、明治二十二（一八八九）年に合併して、世羅郡広定村

になりました。

この時点で一気に合併できない村は組合村をつくり、ゆるやかな結合連帯をして合併に備えました。組合村は、村名や議会は残しながらも、組合村の村長・助役は一名とし、役場は一カ所に統合するという行政形態でした。

本郷村外三カ村組合村は明治二十八（一八九五）年に甲奴村となり、太郎丸村外四カ村組合村は大正元（一九一二）年に上川村として新しく発足しました。

このような経過を経て発足した広定・甲奴・上川の三村は、大正・昭和へと続きましたが、昭和二十八（一九五三）年に町村合併促進法が公布され、前記三カ村が合併して新町結成をするようにとの指導がなされました。

広定村は郡を越えての合併でもあり、民意の統一はなかなか困難でした。そのため、甲奴・上川両村がまず合併して、昭和三十（一九五五）年に甲奴町が発足し、続いて昭和三十三（一九五八）年に、甲奴町と広定村が合併して現在に至りました。合併当時の人口は六五五二人という記録があります。

それ以来半世紀近くが過ぎ、平成の町村合併が行われようとしています。甲奴町の歴史にどんな一ページが加わるのでしょうか。

〔表〕甲奴町町村合併の歴史

<table>
<tr><td>広島藩領</td><td colspan="2">中津藩領</td><td>天領</td><td colspan="2">広島藩領</td><td>旧藩</td></tr>
<tr><td>知和村</td><td>抜湯村
太郎丸村
安田村</td><td></td><td>福田村
有田村</td><td>本郷村
西野村
梶田村</td><td>小童村
宇賀村</td><td>村名</td></tr>
<tr><td colspan="4">甲奴郡</td><td>世羅郡</td><td>郡</td></tr>
<tr><td colspan="3">11</td><td>11</td><td>12</td><td>大区</td></tr>
<tr><td colspan="3">1</td><td>2</td><td>3</td><td>小区</td></tr>
<tr><td colspan="2">太郎丸村外4カ村
組合村
⬇
上川村
（大正元年
11月1日）</td><td colspan="2">本郷村外3カ村
組合村
⬇
甲奴村
（明治28年
10月1日）</td><td rowspan="2">広定村（明治22年）</td><td>明治の合併</td></tr>
<tr><td>双三郡
吉舎町
へ編入</td><td colspan="3">甲　奴　町
（昭和30年3月31日）</td><td rowspan="2">昭和の合併</td></tr>
<tr><td colspan="4">甲　奴　町
（昭和33年10月10日）
（大字宇賀の一部吉舎町へ編入）</td></tr>
</table>

③ 一〇〇年前の旧上川村

明治二十一（一八八八）年に市制・町村制が公布され、各地で町村合併が進められる中で、甲奴郡内の太郎丸村・抜湯村・有田村・安田村・知和村の五か村は、一気に町村合併を進めることができず、組合村を結成する途を選びました。

江戸時代には、太郎丸村・抜湯村・安田村は中津藩領、有田村は天領（幕府領）、知和村は広島藩領と、支配が異なっており、年貢などの税制をはじめ行政組織、風俗慣習などにかなりの違いがあり、このことが合併して一村になることの支障になったのだと思われます。

太郎丸村外四か村組合村の、明治三十四（一九〇一）年の議事録によると、各村にはそれぞれ八名ずつの村会議員がおり、そのうちの二名ずつ計一〇名が組合村の議員になっています。

太郎丸村の秋山一内が組合村の村長であるとともに、各村の村長と村議会議長を兼ねていました。助役は安田村の西家甫忠であったことが記録されています。

別表の明治三十四年度の太郎丸村外四か村歳入出決算表の、歳入のうちの「村税」と、歳出の「組合村負担金」との割合をみると、太郎丸村では八一・九%、有田村では八〇・一%、安田村では七〇・七%、知和村では五二・六%と、どの村も村税の大半を組合村へ

納入しています。

村会議員のこの年の一日当たりの費用弁償は一五銭となっています。（ちなみにこの年の諸物価は、酒一升三〇銭、いりこ一升一〇銭、足袋一足一〇～一五銭、白米一升一二～一五銭）

太郎丸村外四か村組合村は大正元（一九一二）年に合併して上川村として発足しましたが、福田村が甲奴村となる以前は、福田村・有田村・抜湯村・太郎丸村の四か村合併も考えられた時期があったようです。

上川村の名は、村内を流れる三つの川が、上の字に似ていることから名づけたということです。

明治34(1901)年度

太郎丸村外４か村歳入出決算表

		太郎丸村		有田村		安田村		知和村	
歳入	使用料		円		円	1	円 456		円 444
	繰越金	10	441	16	582	3	858	12	974
	村税	529	224	579	965	1,054	985	725	870
	県税補助金			119	117	142	800	112	197
	公債							367	000
	寄付金			119	116				
	合計	539	665	834	780	1,203	099	1,218	485
歳出	会議費	19	690	21	190	22	490	27	410
	土木費			253	233	334	805	576	302
	組合村負担金	433	198	464	695	745	834	381	733
	衛生費	14	720	16	200	25	080	9	520
	害虫予防補助	19	137	33	741	16	800	8	400
	議員選挙費	1	200	1	200	1	200	1	800
	県税負担金	14	813	16	462	34	141	17	440
	公債費							92	480
	合計	502	758	806	721	1,180	350	1,115	085
剰余金		36	907	28	059	22	749	103	400

※注　抜湯村についての資料なし

④ 藩政時代の山と農民

江戸時代の農民は山とどんなにかかわっていたのでしょうか、江戸時代後半の広島藩を中心にして考えてみます。

広島藩では藩が直接山林を支配管理するものに建山（たてやま）と留山（とめやま）がありました。

建山は藩の用材確保を目的とした山で、農民の出入りや利用は一切禁止されていました。小童須佐神社の元禄十四（一七〇一）年の再建については、広島藩は世羅郡西上原村の建山（新山（にいやま））から良材一三八本を寄進したことが、「国郡志御用下しらべ書出帳」に書かれています。

留山は一定の運上（うんじょう）（使用料）を払って伐木や草刈が許された山のことです。

これらの山の管理には山番（山守り）がついて監視していました。

またこの外に、藩が指定した大木・名木などを御用木として伐採を禁止していました。

一方山林の管理や利用を農民に任せたものとして腰林（こしばやし）と野山（のさん）（入会山（いりあいやま））がありました。

腰林というのは私有林のことで、有力農民が個人で所有したり、少人数で共有する場合もありました。しかし私有林とはいえ立木の伐採には藩の許可が必要でした。これは木材を商品として乱伐することによる山林の荒廃を防ぐことを目的にしていました。

野山というのは農民の共同利用に使われる山で入会山ともいい、主として採草や薪の利

用に使われました。

江戸時代の稲作には柴草が絶対必要な資材でした。柴草を牛馬の飼料や敷草にして良質の堆肥をつくり、それを水田に施すのが稲作りの常道でした。したがって柴草を採取することの出来る野山の利用には厳しい規制がありました。例えば草刈りの初日（口開け）以前に山に入ることの禁止、草刈りに入ることのできる人員の制限、草刈りの最終日の厳守、秋の二番草の刈り取り期間、野山に往復する道順、刈り取りのできる範囲・境界など、微に入り細にわたって規定されていました。

野山の入会には、村有林をその村の全農民が利用出来る総入会と、いくつかの集落や組が集まって利用する小入会、さらに隣接する二つの村が共同で利用する村入会など色々な利用形態があり、それぞれに共同利用についての規定が定められていました。

このような規定はありましたが野山入会については度々紛争が起こりました。このことはそれほど農民の柴草に対する執着が強かったことを示すものといえましょう。

天保八（一八三七）年五月二十日のことです。宇賀村の野山大山（だいやま）の草刈りに行っていた日（ひ）南（な）下組の三人が、刈草を背負って大山から往還筋へ向かって帰りかけていたところ、上組の者二人に呼びとめられて、「通路が違う、下組の者は入相山の出入りには宮迫を通ることになっている」と詰問されました。下組の三人はそのような規定は知らなかったとしてその場を引き取り、帰宅してから組頭にことの次第を連絡して善処を頼み、翌朝も七人で

大山へ草刈りに行ったところ、上組の者六人と喧嘩になり、下組の栄二郎が負傷するという事件になりました。このことがきっかけとなり上組と下組の対立抗争に発展して、下組の者が頭庄屋へ訴え出たのに対し、上組の方が広島藩の村方役所へ出訴するなど、両組の対立はますます深くなってしまいました。

同年八月広島藩の役人増田吉右衛門が世羅郡西上原村へ出張して、同村庄屋二祐とともに、宇賀村の関係者を呼び出し吟味を続けた上で、両組の草刈りの範囲を決めるとともに山に入る通路は自由にするということで双方を納得させました。

しかし翌天保九年九月になってこの事件の関係者の処罰が行われました。広島へ直訴した上組の麻右衛門と初吉が最も重い「手錠追込」、上組・下組の喧嘩争論に加わった百姓

宇賀八幡神社付近遠望
（八幡山は広島藩の建山であった）

各六人が「追込」、関係した村役人が「吃度叱り」や「叱り」という処分でした。

これらの処分も九月二十七日になって解除され、二年にわたった山論がようやく解決しました。

小童村でも垰奥そび山の入会について、麓組と市場・垰組との間で争論があった記録が残されています。

ちなみに、小童村・宇賀村の建山・留山・腰林の所在数は次のとおりでした。

（国郡志御用下調べ書出帳による）

	小童村	宇賀村
建山	一	三
留山	一	二
野山（入会山）	一五	一三
腰林	一五	四二

⑤ 婚家の宗旨になじめない人

この話は今から一七〇年余り前の江戸時代天保年間のことです。甲奴郡斗升村（現在府中市）の某家の娘蔦（仮名）は、縁あって御調郡本村（現御調町）の百姓鶴次郎のもとへ嫁入りしました。

蔦は働きもので鶴次郎との夫婦仲もよく、姑にもよくつかえて、近所でも評判の嫁さんでした。

鶴次郎の家の宗旨は代々浄土真宗で同村の円龍寺の門徒でした。

蔦のただ一つの悩みは日常の生活習慣や宗教関係の行事などの違いから、この家の宗旨になじむことが出来ないことでした。

蔦は思い悩んだ末、実家の檀那寺である行縢村（現府中市）の曹洞宗医光寺の信徒に戻りたい気持ちを夫鶴次郎に訴えるのですが、鶴次郎にはどうすることも出来ない問題でした。

江戸時代はキリスト教が厳しく禁止されており、寺請制度により、寺院では毎年檀家の家族・使用人など全員の名前・年齢・家族関係などを調べて、宗門人別帳を作成して代官所へ提出していました。宗門人別帳から外れるのは、結婚・他家奉公などで住所を変更する場合に限られ、その場合でも必ずどこかの寺院の檀家となり、その寺の宗門人別帳に記

載されなければなりませんでした。

思い悩んだ末蔦は実家の父母に悩みを話すとともに、実家の村の庄屋幸右衛門に相談を持ちかけました。

幸右衛門はこの問題の解決は容易でないことを話して聞かせるとともに、先ず夫鶴次郎と姑の納得を得た上で、さらに五人組の了解を得ることが先決であることを話しました。

蔦の父は重い脚を引きずって仲人の家を訪れ、ことの次第を話して協力を依頼し、同道して何回も鶴次郎宅を訪れて懇願し、ようやく鶴次郎親子の納得を得ることができたので、その結果を庄屋幸右衛門に報告して善処を頼みました。

幸右衛門は早速医光寺へ赴いて住職に円龍寺との交渉を依頼するとともに、本村の庄屋に対して問題の解決を依頼しました。

しかしこの問題の解決は難航しました。その原因の一つは両村の支配関係の違いにあったのです。当時斗升村は豊前中津藩領であり、本村は広島藩領でした。本村の庄屋は例のないことなので割庄屋や代官所の意見をききましたが、結局は関係する両寺院と両村の村役人の判断に任せることになりました。

円龍寺と医光寺の間の交渉では、蔦の一代に限り医光寺の信徒になることで話し合いがつきました。

こうして蔦の希望が叶えられたのは天保八（一八三七）年八月のことでした。

話は変わって養子に入った男が、養子先の墓所に入るのを嫌って、実家の墓地に埋葬してほしいと願い出て、許可された例です。

江戸青山（現東京都港区）の商家の息子弥兵衛は武蔵国荏原郡太子堂村（現東京都世田谷区）の百姓倉吉の養子に入りましたが、年老いてから、自分が死んだ時は養子先の円泉寺（真言宗）の墓地に埋葬せず、実家の墓所である築地本願寺に葬ってほしいという願いを出しました。ただし村の慣習もあるので、存命中は円泉寺の檀家として世間並みの勤めはいたしますということでした。

この願いは名主（庄屋）が承知して、願書に奥印を押して関係の寺院に取り次ぎ上申して許可されたのは天保十一（一八四〇）年のことです。ただしこの場合も本人のみであって後代には及ばないとの条件付きでした。

円龍寺（御調郡御調町本）

江戸時代は四角四面の抑圧された時代と思いがちですが、庶民の願望について案外寛大な取り計らいがなされたようです。

参考

府中市斗升町　木和田家文書
「宗旨変えの願につき覚書」

三省堂『古文書をよむ』
解説ノート十二号　二〇〇三年

⑥「宇賀専光寺鋳鐘定め書」について

甲奴町内の寺社の梵鐘の多くは、御調郡宇津戸村（現甲山町宇津戸）の鋳物師（いもじ）の作でありましたが、太平洋戦争中の昭和十八（一九四三）年ごろに供出させられて、その行方はわかりません。

その中で、小童正願寺の鐘は数奇な運命をたどり、現在アメリカ合衆国アトランタ市のカーターセンターに、「友愛の鐘」として保管されています。

この外の小童西教寺・宇賀専光寺・西野竜華寺・本郷八幡神社の鐘なども、宇津戸鋳物師の鋳造したものでした。

宇賀専光寺の鐘の由緒を知ることのできる文書「宇賀専光寺釣鐘出吹諸用規則定書」が、現在甲山町大田庄歴史館に保管されています。

この文書は天保二（一八三一）年に、宇津戸鋳物師丹下顕三郎と専光寺との間で取り交わした文書で、「出吹（でぶ）き」というのは現地へ出張して鐘を鋳造することです。

専光寺の鐘が、大字宇賀字大番（おおばん）の鐘鋳原（かねいばら）で鋳造されたということは、「宇賀郷土誌」の中にも書かれていますが、それを裏づける貴重な文書です。

この文書によると、この時鋳造された鐘は、口径二尺（六〇㎝）、高さ二尺九寸（八八㎝）、竜頭（りゅうず）（鐘を吊り下げる部分）の高さ八寸（二四㎝）、重量は約五五～六〇貫（二〇六㎏～

二二五kg）で、この鋳造料は金六両（銀三九〇匁）とあります。その外に仕上げ磨きや銘を彫刻するのに人夫一〇人が必要で、その工賃一人三匁として三〇匁が必要としています。さらに完成した場合の職人への祝儀も要求されています。

「出吹き」の場合は、必要な資材の大部分を依頼主が調達する慣例だったようで、鋳鐘地金（じがね）八〇貫（三〇〇kg）、大極上の樫炭三〇〇貫（一一二五kg）のほか、鋳型の砂を固めるのに使用する白土（はくど）（二酸化珪素・珪酸アルミニウムを含む白色の土）約四〇貫（一五〇kg）を福山の今津村から取り寄せねばなりませんでした。

また、地金を熔解する「たたら」に風を吹き込むための「吹き板」、竹・木・板などの諸資材も地元で準備しなくてはなりませんでした。

鋳造の手伝いをする平夫（ひらぶ）三〇人、大工五～六人、桶屋二人、左官二～三人、鍛冶屋一人も雇っておくことが書かれています。

地元での準備が終わったら、鋳鐘用具運搬のために馬五頭が必要な上に、鋳物職人五〇

大字宇賀字大番　鐘鋳原（かねいばら）付近の現況

～六〇人がやって来るので、その賄いや宿泊の用意など、地元の負担は大変なものだったようです。

鋳鐘に着手する前には起工式が行われ、その供物として貫銭二四〇〇文（一文銭一〇〇枚ずつを、中央の穴に「さし」と呼ぶ紐を通して結んだもの二四くくり）、酒二升、鯛一尾、たこ一ぱいなどを供えています。

鐘を鋳るためには内型へ砂と粘土を固めて中子をつくり、この中子を外型の中に納めて合わせて縄で固定して地中に埋め込み、型の湯口から熔解した地金（湯）を流し込んで冷却させて造ります。

このような順序を経てできた鐘が不良品だった場合は、鋳物師の責任で何度でも無賃で鋳なおし、完全な品物ができたら、磨き・銘彫りなど注文者の希望どおりにして完成させました。

小型の半鐘などは鋳物師の工房で鋳造しましたが、大型の梵鐘は運搬の便利を考えて、現地で場所を選定して鋳造したといわれます。

このようにして完成した専光寺の梵鐘も供出され、現在の梵鐘は、昭和六十四（一九九〇）年に、京都の鋳匠岩沢徹誠の工房で鋳造されたものです。

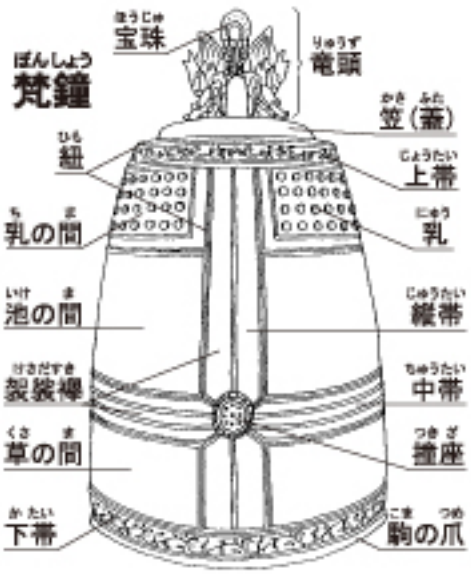

⑦ 小童の地名について

始めにヒチの呼び名があった

小童という地名は「難読地名辞典」にも載っていて、だれもがどうしてこれをヒチと読むのかという疑問を感じます。しかし「飛鳥」をアスカと読むのはどうでしょうか。札幌はサッポロというアイヌ語の当て字です。

私はヒチという呼び名が古代からあって、それに漢字の「小童」をあてたのだと思います。なぜ小童の文字を当てたかについては、次のような伝説が考えられます。

一、スサノオノミコトが矢野から小童に来られたとき、子どもたちが集まって騒ぎまわったので、ミコトが「ひち狂うな」と言われたという。

二、古代疫病が流行したとき、馬に乗った小さな童子が現れて、「この地に牛頭（ごず）天王を祀れ」と託宣したという。

これらの伝説にはいずれも小童（子ども）が出てきます。このことからヒチの呼び名へ小童の二字を当てたのでしょう。

京都でも小童をヒチとは読めなかった

小童の地は平安時代末期から京都の祇園社（現在の八坂神社）の荘園小童保でしたから、八坂神社には小童保からの年貢の上納関連その他多くの古文書が残されています。その中の多くは小童保と書かれていますが、「ひんごのこわらわのほうの事」、あるいは「ひんごの小わらわの事」と書かれたものが存在します。これらはいずれも「備後の小童保の事」を表わしています。このことは京都の祇園社の荘園関係の役人でも、小童をコワラワと読んでいたことを示すものです。

荘園時代から現在まで続いている小童の小地名・屋号

八坂神社文書のなかには、荘園時代の小童の名（みょう）が記載されているものがあります。これらの名は当時年貢を賦課したり、諸行事を実行するための行政単位でした。室町時代から現在まで伝わっている小童の地域の小地名や屋号を挙げてみます。

武守（たけもり）（屋号）
塩替（しおがえ）…塩貝
永富（ながとみ）…永鳶

切松（きりまつ）
南原（みなみばら）
長谷（ながや）
以上　応安三年（一三七〇）
備後小童保領家方中分目録注進状

真光（しんみつ）（屋号）
行真（いきざね）（屋号）
切松（きりまつ）
塩江（しおがえ）…塩貝
武守（たけもり）（屋号）
小泉（こいずみ）
依遠（よりとお）…頼藤
以上　康正二年（一四五六）
備後小童保百姓申状

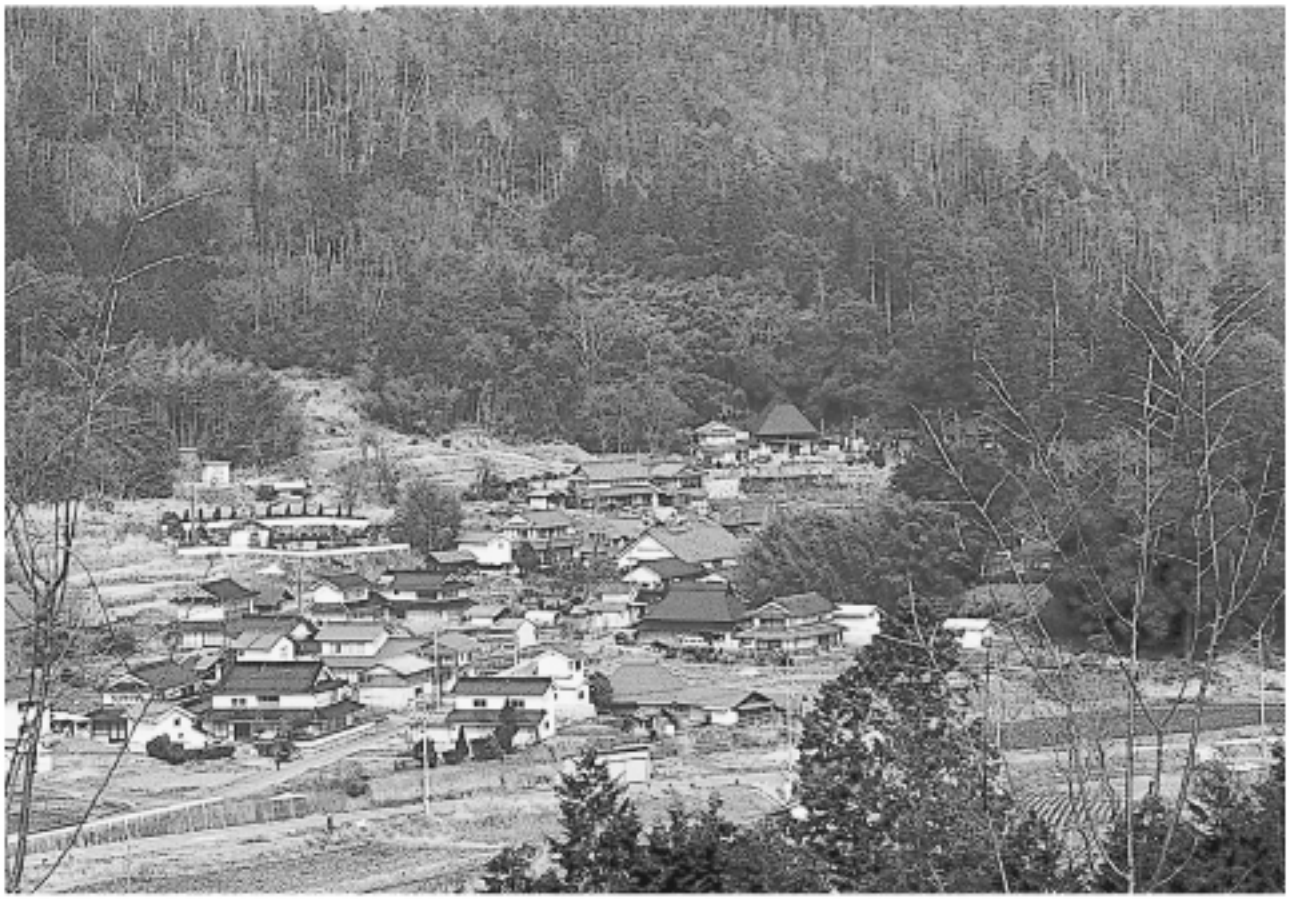

小童公園より宮部集落を望む

他県へ移った小童の地名

鎌倉市大町の八雲神社は、江戸時代には「天王松堂祇園社」と呼ばれていて、郷土史研究家によると、小童の祇園社を勧請した神社だと伝えられています。小童をショウドウと音読みにしてつけられた社名であろうとのことです。

（藤木久志著『戦国の村を行く』より）

⑧ サイの神さん

「サイの神」という神様の名前は最近ではほとんど聞かれなくなりましたが、道祖神とも呼ばれ、その名が示すとおり、道路交通や旅の安全を守ってくれる神さんで、日本神話の中でもニニギノミコトが豊葦原の瑞穂の国へ降臨した時、猿田彦命が天の八岐に出迎えて道案内をしたと伝えられています。

道祖神はもとは中国の旅の安全守護の神様でしたが、これが日本へ伝わり、平安時代からこの風習が日本に広がり、猿田彦命の神話とも習合して猿田彦となり、さらに鼻の高い天狗とも結びついて、サイの神に天狗の像が使われるようになりました。

甲奴町梶田八幡神社前の道路を少し西に進んだ峠の頂上付近の右側に、この天狗を彫刻したサイの神の石像があります。（写真1）

このサイの神の石像は高さ四一cmで、中央に天狗（猿田彦命）の像が彫ってあり、天保七（一八三六）年申三月の文字が読みとれます。

サイの神はまた塞の神ともいわれ、村や集落の境界付近で、病魔・悪霊・盗賊・無法者

写真1
梶田八幡神社西のサイの神
天保七（一八三六）年

などの侵入を防ぐと考えられていました。

『甲奴町郷土誌甲奴地区編』によると、この塞の神が梶田友森の火のかけと、戸下（とげ）のきじながが峠にあると記されています。

また、サイの神はその発音が幸（さいわ）いに通じるところから『幸神（さいのかみ）』とも呼ばれるようになり、子どもや家族の幸福を守る神様ともいわれました。福塩線梶田トンネルの上にある「幸之神社」、梶田戸下峠にある「幸之神」がこれにあたります。

このように甲奴町内のサイの神は梶田地区に集中していますが、他の地区にもあるのかも知れません。

サイの神に対する民俗信仰は江戸時代中期ごろから急速に全国にひろがり、他の民俗行事などとも結びついて、いろいろな「おかげ」を祈る民俗信仰に発展しました。

鳥取県の伯耆（ほうき）地方で、サイの神について一一〇六人を対象に調査をしたところ、サイの神を縁結びの神・夫婦和合の神と答えたものが三八％、続いて子どもを守ってくれる神とするものが三六％、足を守り、旅の安全を守ってくれるとしたものが一七％という結果を得たという報告があります。（「伯耆のサイの神さん」淀江町文化事業団）

サイの神をあらわす形としては、石に「道祖神」・「幸神」・「妻神」・「塞神」などの文字を彫刻したものもありますが、多くの場合石に神像を彫ってあり、その場合男一人の神像を彫ったものを単体像、男女二人の像のものを双体像と呼びます。中には男女の性器の象徴

を祀ったものもあります。

写真2は島根県平田市宇賀神社境内にある単体像のサイの神の石像で、**写真3**は島根県安来市の雲樹寺境内のサイの神双体像で、男女二人の仲むつまじそうな姿が見られます。

甲奴町小童春日井地区の南西部分で世羅町赤根地区に境を接する付近一帯が「サイの原」と呼ばれており、赤根の小童との境界近くの道のそばには、サイの神と思われる小祠が祀られています。

このように当地方でも、数は多いとはいえませんがサイの神が残っており、先人たちの民俗信仰の一端を知ることができます。

写真2
島根県平田市宇賀神社境内の
サイの神（単体像）

写真3
島根県安来市雲樹寺境内の
サイの神（双体像）

⑨ ふるさとの民謡

昭和六十二（一九八七）年に広島県教育委員会は「民謡緊急調査」のため、県下各市町村に伝わっている民謡・俚謡・童謡などを録音して、その歌詞を添えて提出するよう指示しました。

これを受けて甲奴町教育委員会では、故門山弘さんに録音の仕事をお願いして、私もそのお手伝いをしました。

門山さんは早速向井頼幸・永岡アキヨ・国本幸一・谷内堅正・長谷川吾一・加村斗・安川功の各氏と連絡をとって、録音の準備を進められました。

録音といえば簡単なようですが、作業をしながらではなく、雑音が入らないように、夜に入ってからしめ切った部屋の中で歌ってもらうのですから、歌う人も気分が乗らず苦労されました。録音を再生してみるとうまくいっていないということで、また始めからやり直してもらうなど、なかなか順調には進みませんでした。

こうして完成した録音テープが、甲奴町教育委員会にも保管されており、ダビングしてもらったものを私も大切に持っています。

これらの歌詞の大部分は『甲奴町誌』に掲載されていますが、その中の一部を挙げてみます。（はやし言葉は省略）

◎田植え歌

〽十七の乱れ髪　だれが結(ゆ)おうものやら
　ときあげて　すきあげて　誰が結おう（朝歌）
〽十七が掛けたる襷(たすき)は結びだれ
　結びだれ　春三月の藤の花（大仙節）
〽主と私は羽織の紐で
　ちゃんと結んで胸に持つ
（苗取歌）

〽五月どきには　泣く子がほしや
　畦(あぜ)に腰かけ　乳飲ましょ

◎田草(たのくさ)取り歌

〽暑やほがるや　手ぬぐいほしや
　さまの浴衣(ゆかた)の　袖なりと
〽思う殿(との)御と　田の草取れば
　曲りかどでは　手を握る

◎さんようづき歌

〽さんようづきと餅つきにゃ

高山大池の築堤に使用されたさんよう石
直径三〇cm　厚さ二〇cm

昭和16(1941)年に竣工した高山大池
記念碑と使われたさんよう石

横着（おうちゃく）もんがよう知れる

〽横着もんが引く綱は
　たっくりたっくりするわいな

◎木挽（こび）き歌

〽木挽きさんたちゃ搗（つ）かずの米で
　ついて行きたや山小屋に

〽山で床取りゃ木の根が枕
　落ちる木（こ）の葉が夜着（よぎ）となる

このような歌は、厳しい農作業の中から生まれたもので、私たちの胸を打つ響きがあります。

最後に面白い歌を二つ

〽ここは照れ照れ　砂田は曇れ
　砂田オッチが　陽（ひ）に焼ける

砂田は甲山町別迫の一部の地名で、お槌さんというのは実在した人で、その人の墓が現存するそうです。

なお、これに続く歌が、小童で次のように歌われていたといいます。

〽砂田オッチがまんじちゃおれど

荒井のオタツが一にたつ

これは、砂田のお槌さんが澄まし顔をしていても、彼女よりも荒井（小童頼藤（よりとう））のお辰さんが、何といっても一番の美人だというのです。お辰さんはどんなに美しい人だったのでしょう。

（注）この民謡の録音をしていただいた門山さんをはじめ、ご協力いただいた多くの方が故人になっておられます。謹んでご冥福をお祈り致します。

⑩ 竹の今昔

今年も新春の行事の一つである、とんどがあちこちで行われ、竹の破裂する音が、寒風の中に響き渡りました。

私たちの日常生活の中で、竹製品はほとんど見られなくなりましたが、三・四十年前までは、身の廻りには竹製品がいっぱいありました。

大ぞうけ・飯ぞうけ・竹み・手み・ほうき・桶類をしめる竹の輪などのほかに、子どもたちには、竹とんぼ・竹馬・水鉄砲などが大切なおもちゃでした。

毎年秋の終わりになると、イイダさんという竹職人さんがやって来て、陽だまりの庭先で勢いよく竹を割って、手ぎわよく削り、それを組んで竹の輪をつくり、桶の輪がえをしたものです。

子どもたちは、はずされた竹の輪を廻して、走り廻って遊びました。

今では竹の需要が少なくなって、わずかに筍（たけのこ）を食用にするだけになり、竹は繁茂する一方です。管理する人がいなく

なった竹林が、次第に林地に侵入しているのが多く見られます。

今から約三百年程前の元禄十三（一七〇〇）年に、徳川幕府が行った備後の天領（幕府領）の検地帳が甲奴町教育委員会に保管されています。その中の太郎丸村検地帳に、竹やぶに対する年貢（税金）のことが書かれています。

その当時の太郎丸村の竹やぶは、から竹（マダケ）のやぶが一八ヵ所と、なよ竹（コウダケ）が一ヵ所の一九ヵ所があり、その面積は合計一反二畝二六歩（約一二・九アール）でした。そしてその年貢は総計で銀一四匁一分六厘とあります。

これを山の年貢と比較してみましょう。太郎丸村の個人の持山は一三町二反六畝二〇歩（約一三二六・七アール）で、それに対する山年貢は銀三匁九歩二厘とあります。

この税額を一〇アール当りに換算して比較してみますと、竹やぶの年貢は、山年貢のほぼ三七〇倍という計算になります。

ちなみに、この年の田畑を平均した年貢は、一〇アール当り米七斗七升二合（約一一六kg）で、銀に

換算すると四六匁三分くらいとなり、竹やぶの年貢は、田畑の年貢の約四分の一という計算になります。

このことからも、その当時は竹が重要だったことが知られます。

私たちの生活に深く組みこまれていた竹は、無用の長物になってしまうのでしょうか。

竹を炭に焼いて、竹炭として利用する方法も最近普及しつつありますが、竹の繁殖を抑えるまでに至っていません。

⑪ から臼・そうず・水車

今では玄米を精白するのに便利な機械が普及したので、米つきには苦労がなくなりましたが、戦時中に一升びんの中へ米を入れて、棒をつっこんで精米した経験をお持ちの方も多いと思います。

そのころまでは米を精白するのに、から臼や「そうず」・水車などが使われました。

昔の農家では、玄関を入ると広い土間があり、その隅にから臼を備えつけてありました。長さ二mくらいの角材の片方にきねがつけてあり、中に支点があり、反対側を人が踏んできねを上下させて米・麦の精白や餅つきに使いました。このから臼の歴史は古く、紫式部の『源氏物語』の中にも、から臼のことが書かれているそうです。

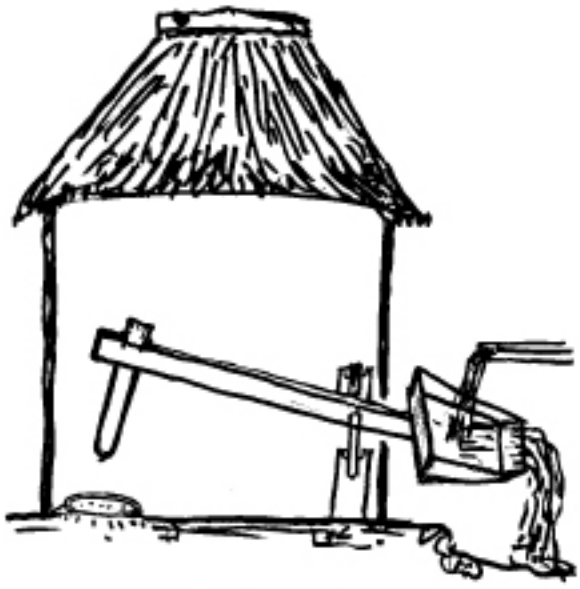

そうずから臼

「そうず」は、日本庭園などに風情を添える道具として使われている「鹿おどし」のことです。

竹筒の一方を斜に切り、そこに水を流しこんで、水の重さで竹筒を上下させ、反対側の

石などをたたいて音を出し、田畑の鳥獣のおどしに使われました。備中国（岡山県）陽川（ようせん）寺の玄賓僧都（げんぴんそうず）が考えたので「そうず」と呼ばれるようになったといわれます。

この原理をから臼に利用して、水の力でから臼を上下させるようにしたものを「そうずから臼」、略してそうずともいいます。

水車は現在では観光用以外には見られなくなりましたが、以前は米つきの主力は水車でした。

江戸時代の安政三（一八五六）年、甲奴郡小堀村（現上下町）の孫右衛門は直径八尺（二・四m）の水車で臼四つ、忠蔵は直径七尺（二・一m）の水車で臼三つをもって、それぞれ運上銀（営業税）をはらって米つきの営業をしていました。同じ村の文六ら八人の者はそうずをもっていて、この両者の間で紛争が起こりました。

そのころにはそうずと水車の中間のような、車軸へ水受けの杓（しゃく）を二つ、あるいは四つつけ、さらに中間に水受けの板をつけるなど、そうずよりも能率がよく、水車よりも安価にできるものが造られていました。

孫右衛門・忠蔵の二人は、そうず持ちの者たちは運上銀を払わずに米つきの稼（かせ）ぎをしているから、自家用以外の稼ぎを禁止してほしいと訴えました。そうず持ちの八人はこれに反対しましたが、結局そうず持ちの者の自家用以外の稼ぎは禁止されました。

終戦後のラジオ国民歌謡の中に「森の水車」というのがありました。平和な農村で廻り

続ける水車を歌った歌謡曲でしたが、水車も昔は稲作に水が必要な期間中は動かすことができなかったり、営業税がかかったりで、第三者が見るような、のんびりしたものではなかったようです。

から臼（上下町 農村文化史料館）

小童祇園茶屋

⑫ 年(齢)祝い

輝かしい平成十六(二〇〇四)年の新春を迎え、まずもって皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

新しい年を迎えるにふさわしい話として、めでたい年祝いをとりあげてみました。

○還暦(かんれき)

昭和十九(一九四四)年生まれの方は今年めでたく還暦を迎えられます。六十年前と同じ甲申(きのえさる)の干支(えと)が巡って来ました。もっとも公務員やサラリーマンの人には定年が待ち構えていて、あまりめでたくないかもしれませんが、人生の再出発と思えば力も湧いてくるでしょう。

○古稀(こき)

中国唐の時代の詩人杜甫(とほ)の詩の中に「人生七十古来稀なり」とあることから、七十歳を古稀として祝うようになりました。今では七十は稀ではなくなりました。

○喜寿(きじゅ)

「喜」の字を七とくずします。このくずし字が七十七と読めるところから七十七歳を喜寿として祝うようになりました。

○傘寿（さんじゅ）

「傘」の異体字（略字）を仐と書きます。これを八十と読んで、八十歳を傘寿と呼びます。

○米寿（べいじゅ）

江戸時代には「米」の字を朱と書く場合もあり、これを八十八と読んで米寿としたものです。

○白寿（はくじゅ）

白という字の上に一をかぶせると百という字になります。逆にいうと白という字は百に一つ足らないことになるところから、九十九歳を白寿と呼ぶようになりました。

○九六の百（くろくのひゃく）

江戸時代に一文銭九十六枚を百文として取引する商習慣があり、それが転じて九十六歳を百歳として祝うようになったと伝えられています。

現在では百歳の人の数も増えましたが、その当時は白寿や九六の百を祝う事ができるほど長寿の人はほとんどいなかったでしょう。

また最近新聞で読んだのですが、八十一歳を**半寿**といって祝う所もあるとのことです。これも米寿と同じく半（半）の字を分解して八十一としたものでしょう。

年齢の言い換えとして、「論語」から引用した次のような表示が使われます。

○志学（十五歳）
子曰吾十有五而志于学（子曰く吾十有五にして学に志し）

○而立（三十歳）
三十而立（三十にして立つ）

○不惑（四十歳）
四十而不惑（四十にして惑わず）

○知命（五十歳）
五十而知天命（五十にして天命を知る）

○耳順（六十歳）
六十而耳順（六十にして耳したがう）

○従心（七十歳）
七十而従心所欲不踰矩（七十にして心の欲する所に従って矩をこえず）

孔子は十五歳で学問の途に進むことを決心し、三十歳の時にはその途を選んだことに自信をもち自立することができた。四十歳では思い悩んだり惑うこともなくなり、五十歳になって自分に課せられた天命を知り、六十にして見聞するすべてのことが素直に理解でき

るようになり、七十歳になって初めて心のままに行動してもそれが倫理・道徳に反することが無くなったというのです。

甲奴町教育委員会でも毎年の「年輪の集い」で、知命の会・耳順の会・従心の会が開かれています。

そのほか人の一生の中ではいろいろな祝いが行われます。誕生祝いや七五三の祝いは子どもの健やかな成長を祈るものです。昔は男子が十五歳になれば元服の祝いが行われ、大人として扱われました。また女の三十三歳、男の四十二歳（いずれも数え年）は厄年とされ、厄を払う意味を含めて年祝いすることは現在も続けられている風習です。

⑬ 幕末動乱期の甲奴地方

慶応元（一八六五）年から慶応四（一八六八）年にわたる幕末動乱の時代に、この地方はどんな状況にあったのでしょうか。この地方に遺されている古文書の中から探ってみることにします。

「太平の眠りを覚ます上喜撰　たった四はいで夜もねられず」という狂歌がしめすように、アメリカの軍艦が東京湾浦賀沖に進入し、開港と通商をせまったことに対して、幕府は開港を認める条約を締結しました。

このことに端を発して日本の国論は沸騰し、大老井伊直弼（なおすけ）が水戸浪士に殺害されるなど、尊皇攘夷・勤王佐幕・勤王討幕・開国通商などと国論は四分五裂しました。

攘夷派の急先鋒であった長州藩（山口県）は幕府と衝突し、幕府軍は二回にわたって長州へ討伐の軍を進めました。

慶応元（一八六五）年十二月に、福山藩は幕府の命により、藩主阿部正方（まさかた）は藩兵六〇〇人、陣夫七〇〇人を率いて第二次長州戦争を戦うため石州口へ出陣しました。

十二月十一日に福山藩兵らは上下に到着、専教寺を本陣にして一泊して翌日三次へ向けて出発しました。この時の状況を「防長騒動記録」では、「軍勢当村（本郷村）御通行は初めての事にて、旗指物・馬印を掲げ、鐘・太鼓・法螺貝を鳴らし、槍・鉄砲を携え、御

供方は鉢巻きに陣羽織、立付袴も凛々しく……」と記しています。平和な農村に起こった軍勢の通行ははじめてのことで、強い印象を受けたようです。

慶応二（一八六六）年六月、福山藩兵は石見益田（島根県）で長州軍の奇兵隊と戦い敗退、藩兵は散りぢりに退却し、藩主正方は脚気を患い七月に福山へ帰着しました。

備後天領の石州大森代官所（現島根県大田市大森）へも長州勢が迫って来ることを聞き、戦争を避けて、代官鍋田三郎右衛門をはじめとして家来たち八十人ばかりは、七月二十日に大森を出発して、途中支配地の手当をしながら八月始めに上下陣屋へ到着しました。

大森代官所から上下陣屋へ移った代官をはじめ役人の大部分は、その後倉敷代官所（岡山県）へ移動しました。

慶応三（一八六七）年広島藩は薩摩藩・長州藩と三藩同盟を結び、反幕府の旗色を鮮明にしました。この年広島藩内賀茂郡・恵蘇郡で大規模な一揆や打ちこわしが起こり、十二月には尾道で「ええじゃないか」が踊り狂い、それが竹原・広島にまで及びました。

なお、小童の亀甲山神宮寺が失火により全焼したのもこの年です。

▲第二次長州出兵における福山藩の出兵路
（『広島県の百年』山川出版社）

慶応四（一八六八）年一月には長州軍が福山に進撃、福山藩はついに長州軍と和を結びました。

一月十五日に上下陣屋へ広島藩三原役所の役人本城欣登・宇都宮源太郎の二人が入り、備後天領を広島藩の鎮撫支配下に置くことを宣言しましたが、その後広島藩の鎮撫隊千人ばかりが上下に入り、上下町内は大混乱に陥りました。三原の役人は支配下の本郷村に退き、天領福田村に入って「三原領」の立て札などを立てて、村役人に諸帳面の提出を求めるなどしましたが、ここへも広島本藩の鎮撫隊が来て、立て札は取り払われたということです。広島本藩と三原役所との連絡不充分なことに住民たちは戸惑ったことが記録に残っています。

同年二月九日、広島藩が朝廷から受けた錦の御旗が、備中平川村（天領・現岡山県備中町）から小畑村（中津藩領・現神石郡三和町）を通って上下へ到着し、宮の馬場（八幡神社の下）でそれを拝見させました。錦の御旗は長さ一丈（三m余り）で、地合いは緞子（どんす）でつくられており、竿の上に直径八寸（二四cm）ほどの菊の御紋がつけてあったということです。しかしこの旗は模造品で本物は箱の中に、大切に保管されていたそうです。また、旗の管理人は七十歳くらいの侍だったということです。

慶応四年九月四日に明治と改元され、時代は日本の近代化へ向けて奔流のごとく流れだしました。

二、文化財調査報告

① 須佐神社の扁額・棟札調査

甲奴町文化財保護委員会では、平成十五（二〇〇三）年三月十九日、須佐神社の神輿庫の二階に収蔵されている文化財のうち、扁額二個と棟札一〇枚の調査を実施した。

須佐神社の神輿庫は、江戸時代には鐘楼として使われていたものが、明治の神仏分離により梵鐘を移動したのち、神輿庫として利用するようになったものである。

須佐神社神輿庫

一、須佐神社関係

○牛頭天王扁額（一号）

二枚の扁額はいずれも幣殿正面に掲げられていたものである。二枚ともに「牛頭天王」の文字を彫り出してある。

牛頭天王は、もとはインドの祇園精舎を守護する神様であったが、中国を経て日本へ仏教とともに伝来した。日本では牛頭天王は厄除けの神、あるいは疫病を防ぐ神として広く

信仰されるようになり、また神仏習合の思想では、牛頭天王の本地は薬師如来であるとされ、さらに牛頭天王が日本神話のスサノオノミコトと同一視されて、薬師如来…スサノオノミコト…牛頭天王という考え方が一般化した。

一号扁額は額縁部分が損失しており、縦約一〇三cm、横約五五cm、裏面に願意とともに、元禄十（一六九七）年正月吉祥日に、広島の住人町野友昌が寄進したことが記されているが墨書が薄れてほとんど解読できない。「国郡志御用下しらべ書出帳」に記述してある解読文を下に記す。

現在の須佐神社社殿は元禄九年に完成しており、その新社殿正面に掲げられたもので、町野友昌は代官と思われる。

○牛頭天王扁額（一一号）

この額は、装飾を施された額縁とともに完全な

牛頭天王扁額（１号）

一神殿額壱面
牛頭天王
三尺四寸（103cm）
一尺八寸（54.5cm）
但表ノ平
右裏書写

至心発願宇津廣前牛頭天王八王子
従神眷属護持施主一凝露清個抽懇
（種子）
○奉掛御神前□哀愍納受早垂加被消除不祥災
消除厄難摧魔怨敵武運長栄息□（災カ）
延命恒受快楽求願圓満悉成就再拝々々
施主廣島住町野氏友昌己未
干時元禄十丁丑歳正月吉祥日

状態で保存されており、縦約九九㎝、横約五三㎝を計る。

この額は宝歴十三（一七六三）年六月に、神石郡高光村幸崎の横山彦四郎が寄進したもので、願主は神宮寺住職密問、額字の彫刻は沙門知宝によることが裏面に彫刻されている。

牛頭天王扁額（２号）

○薬師堂屋根葺替棟札

この棟札は、宝永八（一七一一）年六月に薬師堂の屋根葺き替えの際のもので、縦九〇㎝、幅一二㎝の長い棟札で、上部左側が欠損している。

裏面の記載によると、入仏導師神宮寺住職達賢、大願主国留村松兵衛の名が読まれる。

薬師堂はこもり堂とも呼ばれ、眼病の人が薬師如来を信仰して、祈願のため夜ごもりをしていたと伝えられ、明治初年の神仏分離により合併社と改称して現在にいたっている。

平成元年の台風による風倒木により倒壊しましたが、その際に部材のます組みに「寛文九年」（一六六九）の文字があったことから考えると、そのころに再建されたことが知られる。

表　（一七一一）
宝永八辛卯六月吉良日
種子　奉葬薬師堂一宇　右意趣者社頭安全国家安穏如意祈攸

裏
脇願主当村大前瀬野氏市兵衛
入佛導師神宮寺住侶達賢沙門大願主甲奴郡国留村赤迫大工松兵衛
小工同姓吉右衛門　忠三良　半四良　亦三郎　市蔵　善六

縦　90cm
巾　12cm

→欠損部分

○牛頭天王宮神輿再建棟札

広島県重要文化財に指定されている須佐神社の大神輿は、永正十四(一五一七)年の創建で、その後何回か修理されている。この棟札はその一つと思われ、寛政七(一七九五)年のものである。縦約六〇㎝、幅約一〇㎝で、兼帯庄屋房右衛門および組頭傳次郎・万兵衛・

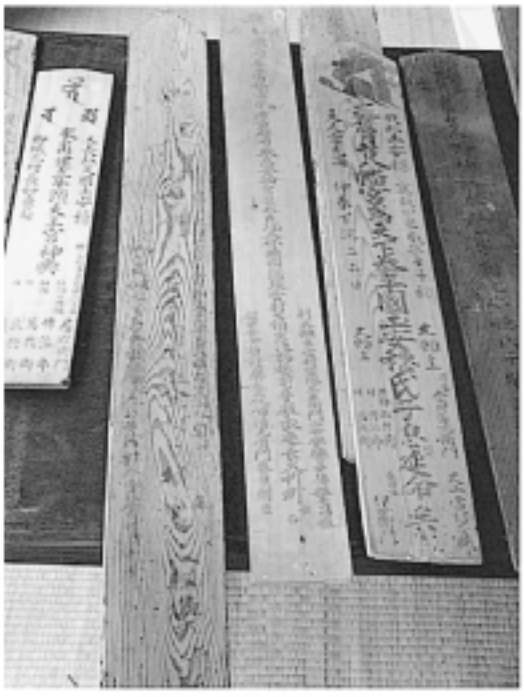

調査棟札の一部

良兵衛・幾兵が願主となり、施主には本郷村十蔵・三蔵・久兵衛・理右衛門・佐右衛門、西野村芳右衛門の六人の名と、細工人大阪浅右衛門の名が書かれている。

表

種子　天長地久国土安穏　時之庄屋兼帯田打邑住　房右衛門
組頭頭取役　傳治郎
種子　奉再建立牛頭天王宮神輿　組頭　萬兵衛
同　良兵衛
種子　御威光増長如意処　同　幾平

裏

神宮寺住瀬音
（一七九五）
大願主　干時寛政七天乙卯六月十二日　施主　仝　本郷邑住　十蔵　本郷邑住　理右衛門
実光伊達氏左仲　仝　三蔵　仝　佐右衛門　細工人大阪住　浅右衛門
仝　久兵衛　西野邑　芳右衛門

縦 60.5cm
上巾 11cm
下巾 10cm

二、春日井八幡神社関係棟札

春日井八幡神社の棟札がどんな理由で須佐神社にあるのかその経過は不明である。八枚のうち二枚は再建棟札で、六枚が屋根葺き替えに関するものである。

○再建棟札

明歴二（一六五六）年四月四日造営　神主次右衛門　弥宜與兵衛

宝永四（一七〇七）年大願主　庄屋長谷部助兵衛　大工豊田郡安宿村兵右衛門

○屋根葺替棟札

延宝八（一六八〇）年八月十五日　願主土屋庄右衛門　大工三原田坂亦兵衛

年月不詳　導師神宮寺大阿闍梨実厳　祢宜林與兵衛　庄屋長　助兵衛

寛延四（一七五一）年卯月吉祥日　導師神宮寺密問　祢宜伊達出雲守実続

寛政四（一七九二）年二月　導師神宮寺宥覚阿闍梨　祢宜伊達実継　庄屋芳左衛門

文政六（一八二三）年三月吉日　大願主林伊右衛門　大工出雲国和佐三良

明治六（一八七三）年八月十四日　世話人頭取川上卯八　桧波田師灰塚村林　良平

② 石造物調査補遺

甲奴町文化財保護委員会では、町内の石造物を調査して、「宝篋印塔」・「五輪塔」・「庚申塔」・「経典供養塔」の四部の報告書を刊行しているが、その後の調査によって発見された石造物を次のように補足する。

A 本郷井堀の一石五輪塔

大字本郷井堀の久保良三氏宅裏の丘陵先端部にあり、五輪塔の高さ五〇cm、石柱の幅一四cmである。石材は花こう岩であるが、かなり風化しており、各輪を示す梵字も明瞭には読めない。また周囲には五輪塔の残欠が集められている。

井堀の一石五輪塔

B 本郷井堀の石造物群

この石造物群は、「あらくさ作業所」の建設の際に、その地域内にあった石造物を集めたもので、「美山荘」の北東にある墓地に接している。

コンクリートで固められた基礎の上に、宝篋印塔二基、五輪塔一基、一石五輪塔一基が並べられてあり、その後ろに五輪塔・宝篋印塔の残欠十数個が置かれている。

右側二基の宝篋印塔は高さいずれも約八〇cmで、二基とも相輪（そうりん）部分が折損しており、右側の塔身には四方仏の梵字が彫られている。基礎の石は自然石が使われており、笠石の一部が欠損している。

五輪塔は高さ六〇cmで、ほぼ完全な形である。

左側の一石五輪塔は高さ四七cm、各輪の境界を示す刻線は深く明瞭である。

これらはいずれも花こう岩製であるが、後ろにある残欠の中には、結晶石灰岩（こごめ石）製のものが見られる。

井堀の石造物群

C 本郷矢原の宝篋印塔

大字本郷矢原の町道カーター線の切取法面に設置されているガードレールのすぐ近くに、宝篋印塔が一基ある。この宝篋印塔は現在地よりも下にあったが、道路工事のため樹木を伐採した時に発見され、現在地に移されたものである。

この石塔は上部相輪部分が折損しているが、笠・塔身・基礎の三石は完全な形であり、その高さは七八cmで、石材は花こう岩である。

基礎石は幅三〇cm・高さ二三cmで、反花が彫刻されている。またその一面には幅二一cm高さ一〇cmの額面彫りの中に、蓮華文の格狭間が彫刻されている。塔身の四方仏を示す梵字は明瞭でない。笠は隅飾突起の先端が丸みを帯び、やや外に開いている。

矢原の宝篋印塔

D 梶田高田の五輪塔

大字梶田、高田の北西山麓にあり、五輪塔の高さ八三㎝、花崗岩に五輪部分が彫られ、地輪の部分は自然石が使われているが、正規の形をなしていない。

なお、周囲には結晶石灰岩（こごめ石）製の残欠が一基見られる。

高田の五輪塔

E 福田下旧善福寺跡西側の大乗妙典塔

旧善福寺跡最西端の山裾にある桧に寄りかかるようにして倒れかかっている。石材は花崗岩で、長さが一二五㎝、横幅は上側が四八㎝、下側が三九㎝ある。中央に「卍　奉納大

乗妙典日本回國」と彫刻してあり、右側に「正徳五乙未　福田村住」、左側に「七月吉日行者　善九郎」とある。元来は鶴本氏宅下の道路ぞいの山裾にあったものが、明治時代の終り頃、道路の拡張工事のため、現在地に移動したと聞いている。

善福寺跡の大乗妙典塔

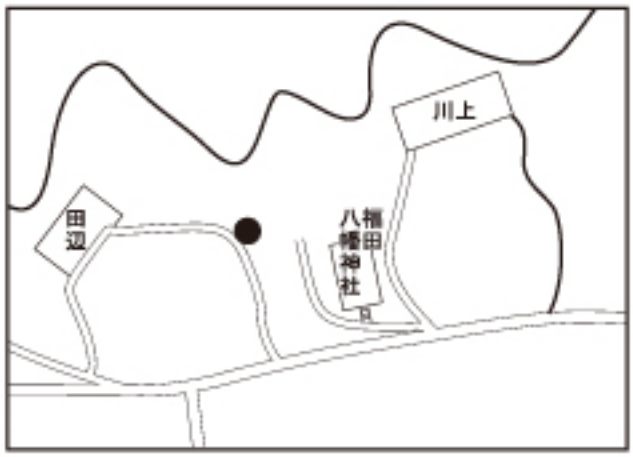

F　福田下旧善福寺跡裏山の虚空蔵菩薩

善福寺跡地の上方約一〇mの山中に位置しており、幅は二五五cm、高さ約八〇cmの石垣を積んで敷地を造成し、その上に建立されている。

以前は堂宇があったらしく、現場に古くなった柱が転がっているし、大きな花瓶が一対

壊れたまま放置されている。

菩薩像の上部には横書きで「虚空蔵菩薩」と刻まれており、右側には「文化三丙寅天（一八〇六）」とあり、なお左側には「造之」と刻まれている。

台座の幅は四五㎝あり、仏像の高さは六一㎝、幅の一番広い所が三一㎝あり、石材は花崗岩である。

普福寺跡裏山の虚空蔵菩薩

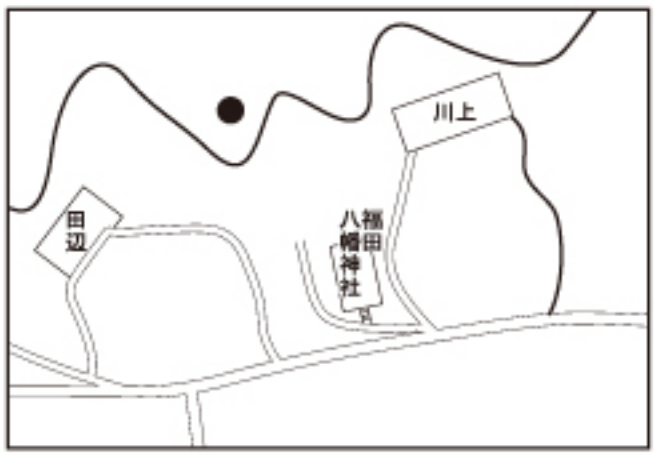

G 太郎丸郷の庚申塔

二井照行氏宅の裏、町道の傍に盛土して置かれている。

自然石を用い、文字塔で高さ五〇㎝、基部の幅二〇㎝、上部の最大幅二六㎝ある。

正面中央に大きく「庚申供糧」と彫られ、右側中央へ「寛政十二年」（一八〇〇）左へ「申三月吉日」右へ「□四人」とあるが、造立者の名は記されていない。

塔に隣接して、石を四角に積み、その上に十数基の墓石が寄せられている。

町道拡張のため、現所に塔・墓石を移動したと伝えられる。

太郎丸郷の庚申塔

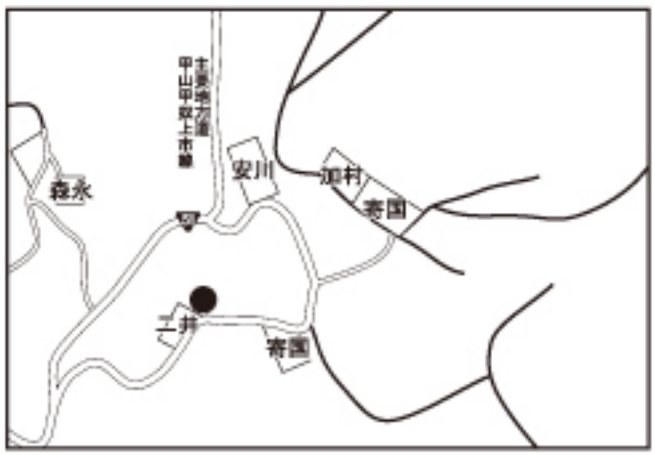

H　小童正願寺墓地の石造物群

小童正願寺に隣接した北西部の墓地に、宝篋印塔・一石五輪塔・五輪塔・無縫塔（卵塔）からなる石造物群がある。無縫塔は正願寺歴代住職の墓石で二列に整然と並べられている。造立時期は開山が江戸時代初期であるので、それ以降順次時期が下がっている。

宝篋印塔や五輪塔は各部がばらばらとなり、無縫塔列の両横に積まれている。造立時期は、無縫塔よりは古く、室町時代中期から江戸時代初期に渡っている。

一、宝篋印塔　○相輪部　花崗岩　一基（室町末期）
　　○笠　部　花崗岩　三基（室町末期～江戸初期）
　　石灰岩　二基（室町末期）
　　○基礎部　花崗岩　二基（室町末期～江戸初期）
　　石灰岩　四基（室町末期）
　　※基礎部の中には、八角で上部に蓮弁が刻まれたものがある。

二、一石五輪塔　高さ約七〇㎝のものが一基（室町末期～江戸初期）ある。上部の空風輪部が欠損している。

三、五輪塔

○水輪部　石灰石　一基（室町末期～江戸初期）
○火輪部　花崗岩　一基（室町中期～後期）
　　石灰岩　一基（室町末期～江戸前期）

四、無縫塔

十四基の無縫塔が二列に並んでいる。最も大きいのは高さ約一九〇㎝である。

無縫塔の一部（前列向って左側はより三基）の基礎部には、次のような宝篋印塔の基礎部が使用されている。

○花崗岩　八角（室町後期～末期）
○花崗岩　三方格狭間（こうざま）　反花式（室町中期）
○花崗岩　前面格狭間（こうざま）（室町後期）

三、古墳確認調査

番号	古墳名	所在地	形状	概況	付記
1	どんどん坂古墳	本郷橋本	円墳	位置は確認できるが全崩壊	一基
2	銭神古墳	本郷橋本	円墳	稲荷山古墳の北方にある。天井石などが数個残存	一基
3	稲荷山古墳	本郷橋本	円墳	稲荷さん跡の横下にある。石室が露出し半崩壊	一基
4	弘法山大山古墳群	本郷橋本	円墳	一号墳の墳丘上に宝篋印塔あり。大部分未発掘である	七基
5	天神山古墳群	本郷天神山	円墳	一九六九年調査では十二基確認しているが、全ては確認できず。大部分未発掘	六基
6	火の尻古墳群	本郷板屋	円墳	一基の石室はほぼ原型である。他は穴状になっている	六基
7	うるし田古墳	本郷板屋	円墳	一基は直径約一一m、上部に盗掘跡、ほぼ原型を留める	二基
8	堂参尻古墳	本郷井堀	円墳	今回の調査でみつかる。未発掘	一基
9	大垣内古墳群	西野	一基帆立貝式他は円墳	直径一号一一m、二号九m、盗掘跡あり	四基
10	曹洞寺古墳一号	西野	円墳	直径約六m上に宝篋印塔あり	一基
10	〃　二号	西野	円墳	直径約一〇×六mで楕円形	一基
11	徳楽山古墳群	梶田戸下	円墳	道路工事の為北側は削り取られるが、ほぼ原型を留める。南北一二m、東西一〇m	一基
12	堂面古墳群	梶田戸下	円墳	ほぼ原型を留める。墳丘上に自然石が盛石となっている。石室部分は見えない	一基

13					14	
大山池古墳群					高田古墳群一号	高田古墳群二号	高田古墳群三号
梶田戸下	梶田戸下	梶田戸下	梶田戸下	梶田戸下	梶田戸下	梶田戸下	梶田戸下
円墳	円墳	円墳	円墳	円墳	帆立貝式	円墳	円墳
大山池下。盛土はほぼ原型を留める。南北七・六m、東西五m、高さ一・八m	南北八m、東西七・五m、高さ一・八五m。石室露出、石室長さ三・六m、幅一・〇m、高さ一・四m	大山池西南の山頂。一基だけでなく数基の集まりではないかと思われる。南北七m、東西六m	南北一〇・五m、東西九・四五m、高さ二・八m。ほぼ原型を留めるが前三分の二位は土砂が流失し天井石が露出。天井は全壊して壁岩が露出。石室内は土砂の流入少なく側面の石積みも原型を留める。石室高さ一・六m、幅一・二m、奥行六・五m	南北一二・二m、東西八・八m。被覆土は流され天井石が露出。全体は原型を留め石室もほぼ完全な形。最後部の天井石は無くなっているが元は四枚だったと思われる	南北二〇・五m、東西一九m、高さ二・三m。開口部高さ〇・五m、幅〇・九m、奥行二・五m。円墳というより帆立貝式古墳ではないかと思われる。開口部が西側にあり内部にはかなりの土砂が堆積している	ほぼ原型を留める。石材は露出していない。南北一一・五m、東西一三m、高さ二・二m	二号墳同様ほぼ完全な形の円墳。南北一二m、東西一一m、高さ一・五m
一基	一基	一基	一基	一基	一基	一基	一基

14	高田古墳群四号	梶田戸下	円墳	一、二、三号墳と同様ほぼ完全な形で現存。南北一二m、東西九m、高さ一・二m。一、二、三、四号墳は、ほぼ南北の一直線上に並んでいる	一基
	高田古墳	梶田戸下	円墳	完全な形を留める。石は露出していない。南北一二m、東西一二m、高さ一・九m	一基
15	梶田古墳群一号墳	梶田友森	円墳	土盛りは原型を留める。墳丘上部に五輪塔一基。南北六・六五m、東西八・三m	一基
	梶田古墳群二号墳	梶田友森	円墳	一号墳の南側に並んで位置する。墳丘は土を盛り上げた型で原型を留める。南北三・三m、東西四・五m	
16	高山古墳	梶田高山	円墳	南北八・五m、東西二・五四m。道路工事の為土が削り取られ墳丘の型を留めていない。墳丘の上古い墓が数基、五輪塔の残欠が一基あり	一基
17	扇垰古墳群	小童政広	不明	石室の石は再利用され浅い竪穴状になっている	十数基
18	岩風呂古墳群	小童政広	不明	石室半壊一基、墳石が数個残存一基、墳石はなく竪穴状一基。国留側にも数基あり	三基
19	松尾古墳	小童政広	円墳	直径八m、最近みつかる。未発掘	一基
20	天ヶ谷古墳	小童垰奥	不明	竪穴状、須恵器（提瓶）と、めのう石三個が出土し地元に保管されている	一基
21	垰奥古墳群	小童垰奥	不明	昭和初期は十数基、現状は三基（半壊・穴状）のみ確認	三基
22	大原東古墳一号	小童塩貝	不明	巨石を使った石室が露出している	一基
23	大原東古墳二号	小童塩貝	不明	一号古墳と同じ状態、石室が露出している	一基
24	大原東古墳三号	小童塩貝	不明	一部を除き覆土残る。石室も一、二号より保存が良い	一基

25	表坪古墳 一号・二号	小童塩貝	円墳	一号の位置確認できず。二号崩壊し石が散乱している	一基
26	塚ヶ迫古墳一号	小童塚ヶ迫	円墳	一九八三年調査、塚ヶ迫第一号古墳発掘調査報告あり	一基
27	塚ヶ迫古墳二号	小童塚ヶ迫	円墳	石室露出、石室長さ四・五〇m、幅一・四〇m、高さ一・六〇m	一基
28	塚ヶ迫古墳三号	小童塚ヶ迫	円墳	未発掘と思われる	一基
29	宮野古墳	小童中倉	円墳	全壊、須恵器三個が池之本氏宅に保管されている	一基
30	西川古墳	小童中倉	円墳	墳上に五輪塔あり。未発掘である	一基
31	向田古墳	小童広石	円墳	直径九m、ほぼ原型を留める。未発掘	一基
32	大山（だいやま）一号古墳	宇賀大山	円墳	宇賀郷より開への町道大山線下側にある。円墳であるが町道拡張のため一部が埋められている。横穴式石室が開口している	一基

あとがき

今回「続々ふるさとこぼれ話・文化財調査報告」を刊行することができましたことは、文化財保護委員一同のこの上ない喜びであります。

「ふるさとこぼれ話」は甲奴町中央公民館の広報紙「つどい」に掲載をはじめて以来、「カーター・シビックセンター」に引き継ぎ、一〇年間六一回にわたって掲載し、これまで二回にわたりその収録が刊行されました。今回最後のまとめができますことを感謝申し上げる次第であります。

文化財調査報告については、その都度報告したものとともに、石造物の調査もれのものをまとめました。

古墳調査については、諸先輩が調査されて以来時日が経過しましたので、現状確認のための調査を始めて三年になりますが、遺憾ながらすべての確認調査を終えることができず、中途半端になったことが心残りであります。

新三次市になっても甲奴町内の文化財は将来にわたって保護・活用されなければなりません。今後とも皆様の文化財保護に対するご協力をお願いして止みません。

平成十六年三月

甲奴町文化財保護委員会委員長　藤原一三

甲奴町文化財保護委員

秋山謙造
近藤嘉子
真田マツ子
世良昌士
千葉大樹
福原勲
藤原一三
松本行人
松山忠生
満重勇三

続々ふるさとこぼれ話

二〇〇四年二月一日発行

編集・発行　甲奴町教育委員会
広島県甲奴郡甲奴町本郷九四〇
電話（〇八四七）六七―三五三五番

印刷　株式会社　菁文社
広島県三次市東酒屋町三〇六―四六
電話（〇八二四）六二―三〇五七番

甲奴町古墳分布図

上川

福田

梶田

本郷

西野

宇賀

小童

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

1：50,000